

電子記録移転権利等に係る事故の確認申請等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が、正会員又はその従業員等の事故により電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、顧客に生じた損失について補填行為を行う場合における確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 事故

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第39条第3項に規定する事故のうち定款第3条第4号に掲げる電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る事故をいう。

2 補填行為

金商法第39条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をいう。

3 確認申請

金商法第39条第3項ただし書の確認を受けるために同条第7項の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。

4 事故報告

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第119条第3項の規定に基づく報告をいう。

5 従業員等

「正会員の従業員に関する規則」第2条第3号及び第12条に規定する従業員及び役員をいい、当該従業員又は役員であった者を含む。

6 管轄財務局長等

事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。

(社内管理態勢の整備等)

第3条 正会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

2 正会員は、前項の社内審査並びに各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。

第2章 確認申請

(確認申請)

第4条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、正会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき補填行為を行う場合には、金商業等府令第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該補填行為に係る損失が事故に起因するものであること

につき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けようとする正会員は、金商業等府令第120条に定めるところにより、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。
- 3 前項の確認申請書には、当該確認申請書が金商法第39条第1項第2号の申込みに係るものである場合を除き、金商業等府令第122条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 第2項の提出は、本協会を經由して行わなければならない。

（本協会による審査）

- 第5条** 本協会は、正会員から前条第4項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した正会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。
 - 3 正会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（管轄財務局長等への確認申請書の提出）

- 第6条** 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであると認めたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

（正会員に対する確認結果の通知）

- 第7条** 本協会は、正会員から提出された確認申請書に係る補填行為について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該正会員に通知する。

第3章 事故報告

（報告義務）

- 第8条** 正会員は、金商業等府令第119条第1項第10号又は第11号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補填行為を行ったときは、当該補填行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。
- 2 前項の報告は、前項の報告書を当該補填行為を行った日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を經由して行わなければならない。
 - 3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該正会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

第4章 雑則

（金融商品仲介業者に対する準用）

- 第9条** この規則は、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員（「金融商品仲介業者に関する規則」第2条第4号及び第5号に定める役員及び従業員をいい、当該役員又は従業員であった者を含む。）の事故であって、その所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）である正会員が行うこの規則に定める手続について準用する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。